

大阪府同和対策審議会答申についての見解

2001年10月20日
第48期第7回府連執行委員会

(1) はじめに

① 9月19日、大阪府同和対策審議会（以下、同対審）が「大阪府における今後の同和行政のあり方についての答申」（以下、答申）を太田知事へ提出した。答申は、「地対財特法」の失効、すなわち半世紀にわたって続けられてきた特別対策に重点をおいた同和行政の終結をふまえた今後の同和行政のあり方を明らかにする上で、かつての1965年の国「同対審」答申、1969年の府「同対審」答申に匹敵する極めて重要な意味を持つものである。

② 「人権尊重の社会づくり条例」の制定、「人権施策推進基本方針」の策定、「人権教育のための国連10年後期行動計画」の策定など、大阪府における人権行政がスタートしたが、人権行政は緒についたばかりであり、一般施策の活用、改革、創設、誘導もこれからの課題である。さらに、一方で「行財政改革基本方針案」の発表など、府政の構造改革というかってない厳しい行政運営を求められている大阪府政にあって、答申は、「人権行政としての同和行政」の「すがた・かたち」を明らかにする歴史的役割を背負ったものである。

③ 地方分権の推進、地方自治の時代にあって、同和行政はますます市町村にその比重を移すことになる。答申は、こうした意味からも市町村における今後の同和行政のあり方、さらには、全国の同和行政の行方に大きな影響を与えるものである。いずれにしても、国における同和行政が1996年の「地対協」意見具申にもとづいて進められてきているように、今後の大阪府の同和行政は、この答申を拠り所にして実施・推進していくことになる。大阪府連は、答申の積極面を最大限武器としてその消極面、不十分さを克服する多様な行政闘争を推進するとともに、部落解放の実現、人権社会の確立へむけた第三期の部落解放運動を強化していくものである。

(2) 答申の積極面について

① 答申の積極面の第一は、「かつての劣悪な状況は大きく改善された」との評価を示す一方で、「2000年部落問題実態調査」結果等をふまえ、明確に「同和問題が解決されたとはいえない状況にある」と、部落問題が今日なお存在している事実を認めたことにある。また、答申は「IT社会の到来など社会情勢の変化が、同和地区内外の情報格差を生み、それが新たな社会的、経済的な格差につながることが懸念される」と述べ、社会変化とともに新たな差別、人権侵害への予兆についての警告を示した。さらに、同和地区からの高学歴層、若年層の流出、低所得者層、母子世帯、障害者などの流入をふまえ、「同和地区に現れる課題は、現代社会が抱える様々な課題と共通しており、それらが同和地区に集中的に現れている」「同和地区に対する新たな差別意識、社会的排除を再生産させないためにも、現代社会の抱える諸問題に対する有機的、効果的な施策の取り組みが重要である」と、社会矛盾の解決なくして同和問題の解決があり得ないと認識を明らかにした。

② 積極面の第二は、こうした部落差別の現状認識に立って、「国同対審答申の精神を踏まえ、その責務を分担し、部落差別が現存するかぎり、同和問題解決のための施策の推進に努める必要がある」「同和問題解決のための取り組みを人権問題の本質からとらえ、人権条例の目的である『すべての人の人権が尊重される豊かな社会』の実現をめざして進めていく必要がある」との基本理念を明らかにしたこと。「部落差別は、差別を温存し、助長する因習等をなくし、すべての人の基本的人権を擁護する取り組みとともに、同和地区内外住民の交流、コミュニケーションを図る継続的な取り組みを通じ、相互理解を促進し、地域住民が協力して自らのまちづくりを進めていくための協働関係を構築し、同和地区とその周辺地域が一体となったコミュニティの形成を図ることにより解消し得るものである」とし、「格差のは是正」から「人権のまちづくり」へ、新たな同和行政の目標と「府民の差別意識の解消・人権意識の高揚」「同和地区出身者の自立と自己実現の支援」「同和地区内外の住民の交流促進」の3つの条件整備の必要性を指し示したことである。

③ 一方で答申は、「『地対財特法』が失効し、特別措置法にもとづく同和対策事業の前提となる『地区指定』はなくなる」「同和地区、同和地区出身者に対象を限定した特別措置としての同和対策事業は終了すべき」とし、これまでの同和行政を特徴づけてきた「地区指定」と「特別対策」の終了を宣言した。さらに答申は、「今後の同和問題解決のための施策は、

同和問題を人権問題という本質からとらえ、同和地区出身者を含むさまざまな課題を有する人々に対する人権尊重の視点に立った取り組みとして展開されるべきである」と、「人権尊重の観点に立った一般施策」への移行を求めた。ただし、答申は「特別措置を終了し、一般施策による人権尊重の視点に立った取り組みを展開することは、同和問題の早期解決をめざす取り組みの終了を意味するものではない」「一般施策への転換後は、従来にも増して基本的人権の尊重という目標をしっかりとみすえ、施策に工夫を加え、これを適切に活用しながら、真摯に施策を実施していくこと」と述べ、単純な特別対策の廃止を戒め、同和問題の解決に資する一般施策への「工夫」「活用」（人権行政の推進）を求めた。これが第三の積極面である。

④ 積極面の第四は、「さまざまな相談窓口による身近で当事者の立場に立った人権相談を通じて行政ニーズの的確な把握に努めることにより、課題解決のために真に必要な施策を見極め、これを有効、適切かつ効率的に推進することが必要である」こと、「一般施策を同和地区に居住する人々が効果的に活用できるよう、施策の紹介、誘導、活用への総合的な取り組みができる仕組みづくりが必要である」ことを指摘したことである。

部落差別の現実が現代社会が抱える社会矛盾の集中であることから、これら「現代社会が抱えるさまざまな課題」を発見（予見）することによってはじめて一般施策の「有機的・効果的」な活用が可能となる。特別対策という事業に行政ニーズをあわせるのではなく、「さまざまな課題を有する人々」のニーズに施策をあわせるという発想の転換が求められたこととなった。しかし、「同和問題解決のための取り組みは、本来は一般施策で当然に実施されるべきであるものが、一般施策の内容が十分でなく、また、同和地区の実態にそぐわなかったことなどにより、それが実質的に行われなかつた」と答申が指摘するように、今後の同和行政の中心となる「人権相談」「生活相談」という「相談機能」は、必然的に「一般施策の活用・改革・創設・誘導」を求める事となる。

⑤ 積極面の第五は、（財）大阪府同和事業促進協議会（以下、府同促）の今後のあり方について、「これまで府同促が実施してきた事業のうち、特別措置としての同和対策事業を促進する機能に関する部分は、この限りにおいて終了するものである」とした上で、「府と市町村が同和問題解決のための施策をはじめ、人権施策を推進していくための協力機関として位置づけるべきである」とし、府同促が同和問題解決のために引き続き必要不可欠な法人であることを明らかにしたことである。あわせて答申は、地区協議会についても「今後の府同促の改組の基本方向をふまえ、地区協議会を周辺地域の住民も参加した地域での取り組みを推進する組織として整備し、人権施策等を推進するための協力機関として引き続き活用すること」「改組後の府同促と連携し、その支援を受けるとともに、地区施設と連携を図りながら、周辺地域を含むさまざまな相談活動を通じた地域住民の実態・ニーズの把握、地域住民の自立支援のための一般施策の普及・定着、同和地区内外住民の交流促進を通じて『コミュニティづくり』などの機能を担うこと」を求めた。

⑥ 積極面の第六は、解放会館について「『人権教育のための国連一〇年大阪府後期行動計画』で示されている取り組みの地域における具体化を図るための人権問題の学習・啓発、人権情報の発信や、関係機関と連携した地域住民の生活上の相談、自立支援、地域住民の交流を図り、地域から人権尊重の『コミュニティづくり』を進めるための拠点として、一層重要な役割が期待される」と述べ、法期限切れ後の同和行政の新たな目標達成へむけた重要性を強調したことである。また、大阪府同和対策審議会の今後のあり方について、「なお同和問題が解決された状況ではないこと、とりわけ府民意識の現状を考えると、今後は同和問題の解決のための啓発、相談や施策のあり方について審議していく付属機関として、名称、目的等の変更を含め改組の上、引き続き同和問題の解決に向けた、審議会を活用すべき」であることを明らかにした。さらに、同和行政推進にあたっての府の体制について、「人権室及び人権教育企画室の果たす役割は大きい」との認識のもと、「その有する総合調整機能を引き続き十分發揮すること」を求めたことである。

（3）今後の課題について

① 以上のような積極面を含んでいるものの、いくつかの課題を指摘しなければならない。答申は、「地区指定」と「特別措置」の廃止が、同和行政の縮小・廃止につながりかねない危険性を含んでいることである。「同和問題解決のための取り組みは、本来は一般施策で当然に実施されるべきものであるが、一般施策の内容が十分でなく、また、同和地区の実態にそぐわなかったことなどにより、それが実質的におこなわれなかつた」と答申が指摘したように、「一般施策の活用・改革・創設・誘導」ははじまったばかりであり、「一般施策への移行」は、不十分な一般施策が前提となる。したがって、「特別対策から一般対策への移行」にあたって、「活用・改革・創設・誘導」という視点が欠落することがないような仕組みづくりが不可欠である。だからこそ、「特別対策から一般対策への移行」にあたっては、「生活相談」や「人権相談」など「相談機能」の抜本的充実が不可欠なのである。「相談」を瞳のごとく大切にすることから、日々の生活にリアルタイムにあらわれた差別や人権侵害を発見できるし、複雑に絡み合った課題を解決するための一般施策の活用・誘導が可能になるし、一般施策の差別性・不十分性への闘い（市民的権利実現へむけた部落発の市民運動）が開始できるのである。

② 「生活相談」「人権相談」の重視ともかかわって重要な課題は、「2000年部落問題実態調査」結果の徹底した分析と活用である。1965年の国同対審答申の背景には1962年から63年にかけて実施された「同対審」調査部会による「全国基礎調査」「16地区精密調査」があった。この調査結果が、部落差別が「単なる観念の亡靈ではなく現実の社会に実存する」「もっとも深刻にして重大な社会問題」であり、「その早急な解決が国の責務であり、国民的課題である」ことを明らかにさせ、「同和対策事業特別措置法」の制定へつながることになったのである。大阪府がまとめた報告書は、膨大なデータ分析のごく一部でしかない。「府においても、今後とも実態等調査の結果を十分活用されることが望まれる」と答申が求めたように、差別の原因に迫るという視点からの一般施策活用にあたっての課題を明らかにするためにも、作成された報告書だけで実態調査の分析がストップしてはならないし、実態調査のデータの活用が人権室のみにとどまるのではなく、「同和問題の解決に資する」ためにも今後の同和行政推進にあたってこの調査が徹底して行政資料として活用されなければならない。

③ そして何よりも大切なことは、部落差別実態の多様化をふまえ地区特性を明らかにすること、すなわち、それぞれの市町において、それぞれの地区において、この調査結果を徹底的に分析、活用することである。その場合、分析の対象が「同和地区生活実態調査」だけに限定されるのではなく、「地区概況調査」をもあわせて分析すること、「府民意識調査」「地区住民意識調査」「被差別体験調査」の結果を、自らの行政区の実態として受け止め、分析、活用することが不可欠である。さらに、今日の部落差別の現実の集中的表現である「差別事件」を徹底して重視することである。発覚した「差別事件」はそれ自体が部落差別の現実であると同時に、部落差別を生み出す原因から生じた差別の結果である。「差別事件」の重視とは、発覚した事件を通して部落差別を生み出す原因を究明し、この原因が同和地区出身者のみならず多くの市民の人権をも侵害する原因となっていることに着目し、解決へ向けた人権施策を企画・立案し、実行するという同和行政、人権行政における責任を徹底して求めていくことである。

④ 「生活相談」「人権相談」という相談機能、「実態調査」の徹底した分析、活用、「差別事件」そのものの重視を通して明らかになった課題に、行政の総合力を發揮してその解決に迫りきる同和行政推進の責任が求められることとなる。部局間の連絡調整にとどまっているような同和行政は許されないし、他の部局の施策を知らないということは認められない。一人ひとりにあらわれた差別や人権侵害に、国の一般対策も含めたさまざまな一般施策の活用と誘導、コーディネートの仕組みづくりが求められるとともに、不十分な一般施策、実態にそぐわない一般施策の改革、そして新たな一般施策の創設へむけた人権行政の評価システムの構築が不可欠である。大阪府連、各支部のこの間の行政闘争の成果によって「一般施策の積極的活用」を通して「差別ある限り同和行政は積極的に推進する」との基本方向を市町村と確認してきた。しかし、現実は「一般施策の積極的活用」が、「特別対策の終了」とだけ理解され、現実の課題解決にあたって一般施策が十分に活用・誘導されておらず、ましてや一般施策そのものが内包している差別性や不十分さを克服しようという行政努力はこれからである。

⑤ 「2000年部落問題実態調査」結果は、解放奨学金制度が「単純に廃止されるだけであれば、進学率は低下し、教育を受ける権利が損なわれ、格差が拡大する恐れがある」ことを明らかにした。教育費用が年々高騰する一方、近畿においては6%という失業率など、奨学金制度の問題は決して同和地区だけの問題ではなく、教育費用そのものの方や日本育英会や大阪府育英会の奨学金制度そのものをどうするのかという市民の教育を受ける権利が侵害されている問題である。「特別対策としての同和行政」から「人権行政としての同和行政」への移行とは、部落問題の現実を通して発見された課題をすべての市民のニーズとしてとらえ、同和地区や同和地区出身者に对象を限定した施策ではなく、すべての市民を対象とした施策として実施していく行政を推進するということに他ならない。2002年3月末の「地対財特法」の失效を「人権行政としての同和行政」のスタートとなるための闘いを強化することである。

⑥ 「人権行政としての同和行政」の実現に、不可欠な闘いが市民的権利実現へむけた部落発の市民運動の展開である。同和地区で発見した同和地区的課題を市民の人権侵害の課題としてとらえ直し、すべての市民が人間として尊重される社会の実現をめざして、一人ひとりの市民の自立と自己実現を支援する一般施策の改革や創設など人権施策の創造に取り組む一人ひとりの市民を主人公にした新たな共同闘争を創りあげることが求められている。同和問題を人権問題の本質からとらえ直すということは、部落のひとり親家庭の課題を、すべてのひとり親家庭への差別や偏見の解消を通じて解決するということである。部落という社会矛盾の集中地域においてこうした差別撤廃、人権確立の課題を発見し、その解決を実現する政策や運動を提案し、これに共感し、参画する市民を組織することを通して部落問題が真に「国民的課題」となりうるものである。

⑦ 今後の課題として、とりわけ重要な意味を持つのが府同促・地区協改革である。特別対策を促進するという府同促・

地区協の役割は終わりを告げることになったが、答申は、同和問題解決にとって府同促は今後も引き続き重要な公益法人であることを明確にした。

「これまでの成果を後退させない」「新たな差別や人権侵害の予兆に対応する」「人権施策の推進に寄与する」という3つの視点から、「総合生活相談」「地域就労支援」「まちづくり」「人権相談・啓発・ひとづくり」の4つの役割を通して、「大阪府と市町村が同和問題をはじめ、人権施策を推進していくための協力機関」として「それにあさわしい名称、組織体制、事業内容等」への改革を急がねばならない。特別対策の促進を受託する公益法人から、同和問題解決へ向けた人権施策の促進を受託する公益法人への移行は、情報公開・説明責任・事業評価が当然の時代となることとも関連して、今まで以上に府同促・地区協に「人権行政としての同和行政」推進にむけた専門性を求める事となる。府同促・地区協が見事改革を断行できるか否かはまさに人材育成と自らのスキルアップにかかっている。さらに「人権行政としての同和行政」のスタートにあたって「府同対審」と「人権室・人権教育企画室」の新たな役割と機能の發揮が求められることは言うまでもない。

⑧ 最後に、「人権行政としての同和行政」は、同和問題解決へむけた当事者責任と役割をより一層求めることとなる。同和問題の解決は引き続き行政の責務であることに変わりはないが、「行政責任」とは、行政だけで部落問題が解決できるということではないことをあらためて確認する必要がある。自立や自己実現は、たんなる心の持ちようの問題ではなく、自立や自己実現を支える社会的条件の整備、自分自身に対する肯定的な認識（自尊感情）の育成、そして自己責任、自己努力があいまってこそ、自立と自己実現への一歩が踏み出されるのである。特別対策の終了とはそういった意味では、行政依存からの脱却であり、行政が自分の生き方を考えてくれるのではなく、自分の生き方は自分が考え、自分が選択するということなのである。時あたかも現行法が失効する2002年は、部落解放同盟の前身である全国水平社創立80周年にあたる年でもある。「部落民自身の行動により絶対の解放を期す」とした自主解放の精神をあらためて再確認し、先達の志を現実のものへと高める舞台に立ったわれわれが人権確立社会の建設へ、同和行政が灯した「人権の灯」を燃え上がらせることが求められている。